

平成27年度第1回内灘町地下水採取規制審議会 議事録

日 時 平成27年6月23日（火） 午後2時から

場 所 内灘町役場 4階 404・405会議室

出席者 ・委員 池本委員、松岡委員、生田委員、川辺委員、坪内委員
島田委員、濱田委員、松川委員、長丸委員 計9名
・事務局 大徳町民福祉部長、本環境安全課長、堀川課長補佐、
川本総括主査、夷藤主事 計5名
・コンサルタント (株)利水社 真田氏、小川氏

欠席者 なし

1. 開 会

2. 委嘱状の交付

3. 議 件

(1) 井戸設置許可申請に係る諮問事項

事務局より以下の内容について説明

- ・内灘町地下水採取の規制に関する条例についての説明
- ・井戸設置許可申請について
- ・地下水シミュレーションモデル（井戸掘削に伴う影響予測評価）
について

委 員 シミュレーション結果の地盤沈下においてD判定の0.05mmの単年沈下量は大きい数値なのですか。

事務局 シミュレーション結果としてはこの井戸による沈下0.05mmよりも内灘町全体での沈下量18.19mmを重視しています。沈下量が20.00mmを超えると地盤沈下指定地域となります。そのためこれを越えるとE判定の不許可としています。

- 委 員 先ほどの条例の説明では飲用の生活水の確保を円滑にするためとありましたが、最も近い井戸への影響の項目の最も近い井戸とは生活井戸のことなのですか、それとも消雪井戸を含め最も近い井戸なのですか。
- 事務局 消雪も含め生活水と考えています。よって消雪含めすべての井戸が対象となっています。
- 委 員 既存の井戸が壊れたため、新しい井戸を造る計画と考えていますが、現在に比べ最寄りの井戸は61cm水位が下がるのですか。
- 事務局 61cmという数値は新設井戸を稼働させた場合の最寄りの井戸への影響です。現在の井戸を稼働させた場合でも同じ第2帯水層の最寄り井戸である大根布第2処理場井戸では54cmの水位低下の影響が見込まれます。
- 委 員 禁止区域の上水の水源を守ることが条例の趣旨であると思われませんが、判定基準と合わないのではないですか。
- 会 長 私も同じように感じました。条例を見ると、上水の水源を守るため禁止区域や規制区域を設けるのは、塩水化を防ぐことが目的と読めます。条例の目的として地盤沈下については触れられていないように感じます。
- 会 長 規制の対象は消雪の井戸以外にもかかるのですか、今後工場や商業施設で井戸が作られる場合規制の対象となるのですか。
- 事務局 規制対象になります。
- 会 長 地盤沈下には冬場の大量取水が大きな影響を与えます。対して工場などで恒常的に使う場合は影響は少ない。
しかし、塩水化を警戒する場合は、恒常的な取水も規制が必要のためそれでよいと思います。

会 長 今回、井戸の掘り替えということで隣の井戸への影響は、D 判定の影響と考えるべきか、それとも既設の井戸の稼働時から考えて多少影響が大きくなった井戸と考えるべきかの問題ではありますが、既設の井戸も町の所有のため、調整して使うことで解決できるものと考えます。

問題は塩水化の C 判定ですが、町がこの計画で通したい理由として、掘り替えのため現在まで使われていた井戸であること、条例が作られる以前の井戸でありそれがそのまま認められていたこと、今回掘り替えに当たり影響を少なくするため取水層をずらしたことがあげられます。

しかし、極論としてさらに深い層から取水すれば影響はさらに少なくなります。加えて言えば川の水を利用できれば影響をゼロにできます。ただ深く掘ればそれだけ費用が掛かります。

そこをどう考えるかを皆さんのご意見をお願いします。

委 員 これまでは塩水化に影響を与えながらも使ってきたということですか。

会 長 その通りです。町の意向としては新設ではなく掘り替えであり、今までの井戸よりも揚水能力を落とし、取水層を深くする変更をして影響は少なくなるよう検討を加えてきた、とのこと。

会 長 今回は、掘り替えでもあり、重要な道路であるということ、コストの問題もありこれ以上はできないということですが、今回の D 判定で認めた決定は、あくまで掘り替えのためであり新設井戸にも適応される前例とはしたくないと考えます。D 判定の考え方は「条件付きで認めます。」ではなく「条件付きで認めてもよい。」と考えてほしいと思います。

会 長 それでは条件付きの許可とすることに意義ございませんか。

委 員 異議なし。

会 長 条件についてですが、塩化物イオン濃度測定はどの井戸を想定していますか。

- 事務局 今回掘削する井戸を想定しています。
- 会 長 井戸を造ることにより最も塩水化の危険があるのは新設の井戸ではなく、海に近い井戸になります。ここでの測定の意味は薄いのではないのでしょうか。この場所に異常が見られるなら内灘町の水道水源もすでに危ないのではないのでしょうか。
- 事務局 現在内灘町は水道水源として井戸を使っていません。
- 会 長 では条例の水源保護の意味はなんのでしょうか。
- 事務局 条例制定当時は上水の確保を目的としていましたが、水質の関係で現在揚水はしていません。しかし、飲料用水としての利用再開の可能性は否定できません。町としても自己水源は確保しておきたいので、条例はそのままとしております。
- 会 長 再開はやろうと思えばできるのですか。
- 事務局 水量は十分ですが、水質が不適合です。将来浄化処理費用が安くできるようになれば揚水を再開することも考えています。
- 会 長 災害時のためにも残しておくことは賢明だと思います。
- 委 員 地盤沈下の判定が E の井戸の申請を受けた場合は町全体の問題となるとと思いますが、その場合既存井戸の使用停止などをするようになるのですか。
- 事務局 判定が E ならば掘削不可とします。
- 会 長 新設井戸の塩化物イオン濃度を測定する意味について教えてください。
- 事務局 塩水化が懸念される海に近い地点では町が測定を行っております。測定場所が許可条件として適当かは検討を行いたいと思います。

会 長 これまでこの条件でやってきたので条件として付けることはいいのですが今後観測場所を検討をしてください。

会 長 節水対策について以前は申請時に備考などに書いてあったが今は書いていません。審議会から条件として出すのではなく設置者から申請の段階で節水計画として提出してもらってはどうか。

事務局 提出してもらおうよう指導します。

(2) その他

事務局より以下の内容について説明

- ・平成26年度地下水位等観測調査結果について

会 長 栗崎周辺の工業用水の件で金沢市と協議は行っていますか。

事務局 協議を行った実績はございません。

会 長 金沢市の地下水条例は地盤沈下対策のための条例であるため、地盤沈下に大きく影響を与える消雪用の井戸は規制しているが、工業用水は審議事項とはなっていません。金沢市は地盤沈下の進んでいる地域でも塩水化は進んでいないため、問題としていない可能性があります。

金沢市も現在調査中のようなのですが、そのようなことを金沢市と協議するなり、県へ要望を出すなりした方がよいと思います。

事務局 そのようにしていきたい。